

ナビゲーション・ガイドによる確認項目一覧【イメージ】

該当項		確認項目
I 制度の検討 に当たって の進め方	(1)	国と地方の適切な役割分担等の観点からの事務の処理主体の検討 地方公共団体を事務処理主体とする場合、当該事務に係る意思決定の仕方等は、地方公共団体の判断に委ねることを原則
	(2)	計画等の形式による場合、関連する計画等の体系を明示
	(3)	地方公共団体に計画等の策定を求める場合、 ・ 既存の計画等の統廃合等 ・ 計画等の形式にする理由の地方公共団体への明示 ・ 計画等の策定に対する財源措置内容の明示
	(4)	地方六団体への早期の情報提供
II 計画行政の 在り方	1 計画等の策定について	
	(1) 形式	形式は地方公共団体が判断
		個別のケースごとに内閣府へ早期に事前相談を実施
	(2) 策定に係る 規定	・ できる規定を優先的に検討後、努力義務規定、義務規定の順に検討 ・ 地方公共団体の多様性を踏まえて規定の種別を検討
	(3) 自主的かつ 総合的行政 の推進	・ 既存計画の統廃合・既存計画への包含・一体策定等が可能な計画等を明確化 ・ 地方公共団体間での共同策定を原則 ・ 地方公共団体の判断で計画体系を最適化できることを原則
2 計画策定等に係る事務負担について		
	国・地方の負担適正化 ・ 規模等に応じて地方公共団体の負担を適正化 ・ 国による技術的な支援策の拡充等 ・ 国の負担（マニュアル作成等）を適正化 ・ 電子ファイルによる計画等の策定等が可能	
III 計画行政 の推進に 当たっての 重要事項	(1)	通知等の趣旨が技術的な助言等であるものは、その旨を明示
	(2)	通知等による計画等の記載事項は最少化
	(3)	既存計画等は、計画期間の終了時又は定期に在り方を見直し